



鳥取県公報

平成 19 年 7 月 6 日 (金)
号外第 104 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (52) (職員課) 5
	鳥取県総合事務所設置条例の一部を改正する条例 (53) (行政経営推進課) 8
	鳥取県収入証紙条例の一部を改正する条例 (54) (指導管理課) 9
	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例等の一部を改正する条例 (55) (〃) 10
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (56) (〃) 23

==== 公布された条例のあらまし ====

職員の退職手当に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

雇用保険法の一部が改正され、雇用保険（失業等給付の基本手当）の受給資格要件が原則として勤続12月以上（改正前 6月以上）とされたこと等にかんがみ、雇用保険に準拠している失業者の退職手当についても同様の改正を行う。

失業者の退職手当

職員が退職した場合において、退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法の失業等給付相当額に満たず、かつ、退職後一定の期間失業しているときに当該失業者に支給する当該差額分の退職手当（制度は雇用保険法に準拠）

2 条例の概要

- (1) 失業者の退職手当の受給資格要件を原則として勤続12月以上（現行 6月以上）とする。
- (2) 船員保険法の規定により失業者の退職手当に相当する給付の支給を受けることとなる者に対して失業者の退職手当を給付することを禁じる規定を削除する。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成22年4月1日とする(2)及びイの一部を除き、平成19年10月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県総合事務所設置条例の一部改正について

1 条例の改正理由

景観形成に関する効率的かつ確かな事務処理体制を確立するため、当該事務の所掌に係る規定について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 日野郡の区域における景観形成に関する事務は、鳥取県西部総合事務所が所掌することとする。
- (2) 施行期日は、平成19年8月1日とする。

鳥取県収入証紙条例の一部改正について

1 条例の改正理由

証紙が購入できない県外の申請者等の利便を図るため、証紙による収入の方法により徴収する歳入であっても、県外の者その他の証紙を購入することが困難な者から当該歳入を徴収するときは、証紙による収入の方法以外の方法によることができるようにする。

2 条例の概要

- (1) 証紙による収入の方法により徴収する歳入であっても、県外の者その他の証紙を購入することが困難な者から当該歳入を徴収するときは、証紙による収入の方法以外の方法によることができることとする。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 大学において医学を専攻する学生に対し貸し付ける鳥取県医師養成確保奨学金について、当該奨学金の貸付対象者の拡大に伴い、当該奨学金の返還に係る債務の免除について所要の改正を行う。
- (2) 鳥取大学医学部保健学科において看護学を専攻する学生（地域枠推薦入学者に限る。以下同じ。）に対し貸し付ける奨学金の新設に伴い、当該奨学金の返還に係る債務の免除について定める等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正

ア 新たに鳥取県医師養成確保奨学金の貸付対象者となる鳥取大学において医学を専攻する者（地域枠入学者を除く。）及び鳥取大学以外の大学（学校法人自治医科大学を除く。）において医学を専攻する者に係る当該奨学金の返還に係る債務の免除の条件及び範囲を次のとおり定める。

免除の条件	免除の範囲
(ア) 大学を卒業した日の属する年度の翌年度から起算して1年以内に医師免許を取得後、直ちに医師法に規定する臨床研修を受け、当該研修を終了した日から起算して鳥取県医師養成確保奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間（最長9年）内に、病院等において常勤医師の業務に当該奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（最長6年）以上通算して従事したとき。	債務の全部
(イ) (ア)の業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部
(ウ) (イ)に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部

イ 新たに鳥取県看護職員修学資金に加えられる鳥取大学医学部保健学科において看護学を専攻する学生に対し貸し付ける奨学金の返還に係る債務の免除の条件及び範囲を次のとおり定める。

免除の条件	免除の範囲
(ア) 鳥取大学を卒業した日から2年以内に看護師免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次の施設において常勤の看護職員又は看護教員の業務に従事し、当該施設において引き続き6年間その業務に従事したとき。 a 病院 b 診療所 c 看護職員養成施設	債務の全部又は2分の1
(イ) (ア)の業務従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部
(ウ) (ア)に該当する場合を除き、鳥取大学を卒業した日から2年以内に看護師免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の(ア)のaからcまでに掲げる施設において常勤の看護職員又は常勤の看護教員の業務に従事し、引き続き6年間その業務に従事したとき。	債務の全部又は一部
(エ) (イ)に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため常勤の看護職員又は常勤の看護教員の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

児童福祉法の改正等に伴う所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成20年4月1日とする(1)のイ及びウの一部を除き、公布日とする。

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務について、試験問題の作成及び合格基準の設定に関する事務（以下「試験問題作成事務」という。）とその他の事務（以下「試験事務」という。）との区分を明確にするとともに、これらの事務に係る手数料の収納について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に係る手数料を次のとおりとする。

改正後		現行	
区分	手数料	区分	手数料
試験問題作成事務	1件につき 1,000円	試験の実施に係る事務	1件につき 8,000円
試験事務	1件につき 7,000円		

(2) 試験問題作成事務及び試験事務に係る手数料は、それぞれ当該事務を行う者に納めるものとし、当該手数料は、その者の収入とする。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、公布日とする。

条 例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第52号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第16条の9第2項の規定に基づき、職員の退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（失業者の退職手当）</p> <p>第15条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、6月以上）で退職した職員（第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項の規定を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、職員の給与に関する条例（昭和26年2月鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第16条の9第2項の規定に基づき、職員の退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（失業者の退職手当）</p> <p>第15条 勤続期間6月以上で退職した職員（第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、同法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者を同項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項の規定を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができな</p>

<p>が、規則で定めるところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。以下この条において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 勤続期間12月以上(特定退職者にあつては、6月以上)で退職した職員(第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。)が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。</p> <p>4 ~ 17 略</p>	<p>い日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。以下この条において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 勤続期間6月以上で退職した職員(第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。)が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。</p> <p>4 ~ 17 略</p>
---	--

第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 ~ 16 略</p> <p>17 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 ~ 16 略</p> <p>17 本条の規定による退職手当は、雇用保険法又は <u>船員保険法(昭和14年法律第73号)</u>の規定による</p>

対して支給してはならない。

これに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第15条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第15条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第42条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

鳥取県総合事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第53号

鳥取県総合事務所設置条例の一部を改正する条例

鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（名称、位置及び所管区域） 第2条 略 2 略 3 第1項の規定にかかわらず、八頭郡の区域に係る前条第2号、第7号及び第8号に掲げる事務は鳥取県東部総合事務所が所掌し、日野郡の区域に係る同条第2号に <u>掲げる事務及び同条第8号に掲げる事務（生活環境に関する事務（<u>景観形成に関する事務に限る。</u>）及び<u>建築に関する事務に限る。</u>）は鳥取県西部総合事務所が所掌する。</u>	（名称、位置及び所管区域） 第2条 略 2 略 3 第1項の規定にかかわらず、八頭郡の区域に係る前条第2号、第7号及び第8号に掲げる事務は鳥取県東部総合事務所が所掌し、日野郡の区域に係る同条第2号及び第8号に掲げる事務（生活環境に関する事務を除く。）は鳥取県西部総合事務所が所掌する。

附 則

この条例は、平成19年8月1日から施行する。

鳥取県収入証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第54号

鳥取県収入証紙条例の一部を改正する条例

鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（証紙による収入の方法により徴収する歳入）</p> <p>第2条 証紙による収入の方法により徴収する歳入は、他の条例に定めるもののほか、使用料及び手数料のうち規則で定めるものとする。<u>ただし、県外の者その他の証紙を購入することが困難な者から当該歳入を徴収するときは、証紙による収入の方法以外の方法（規則で定める方法に限る。）によることができる。</u></p>	<p>（証紙による収入の方法により徴収する歳入）</p> <p>第2条 証紙による収入の方法により徴収する歳入は、他の条例に定めるもののほか、使用料及び手数料のうち規則で定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第55号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例等の一部を改正する条例

(貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正)

第1条 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和44年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>		
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
略			略		
<p>医 県内における医師 師 の確保を図るため、 養 大学(学校法人自治 成 医科大学を除く。以 確 下この項において同 保 じ。)において医学 奨 を専攻する者で、将 学 来県内の知事が指定 金 する病院又は県内の 普通地方公共団体が 設立する診療所(以 下「病院等」とい う。)において医師 の業務に従事しよう とするものに対して 貸し付ける資金</p>	<p>1 大学を卒業した 日の属する年度の 翌年度から起算し て1年(災害、疾 病その他やむを得 ない理由により知 事が必要と認めた ときは、知事がそ の都度定める期 間)以内に医師免 許を取得した後、 直ちに医師法(昭 和23年法律第201 号)第16条の2第 1項に規定する臨 床研修を受け、当 該研修を修了した 日から起算して医</p>	債務 の全 部	<p>医 県内における医師 師 の確保を図るため、 養 国立大学法人鳥取大 成 学(以下「鳥取大 確 学」という。)にお 保 いて医学を専攻する 奨 者で、将来県内の知 学 事が指定する病院又 金 は県内の普通地方公 共団体が設立する診 療所(以下「病院 等」という。)にお いて医師の業務に従 事しようとするもの に対して貸し付ける 資金</p>	<p>1 鳥取大学を卒業 した日の属する年 度の翌年度から起 算して1年(災害、 疾病その他や むを得ない理由に より知事が必要と 認めたときは、知 事がその都度定め る期間)以内に医 師免許を取得した 後、直ちに医師法 (昭和23年法律第 201号)第16条の 2第1項に規定す る臨床研修を受 け、当該研修を修 了した日から起算</p>	債務 の全 部

師養成確保奨学金
(以下この項において「奨学金」という。)の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(国立大学法人鳥取大学(以下「鳥取大学」という。))において医学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者(以下この項において「地域枠入学者」という。)以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間(当該期間が9年を超える場合にあつては、9年)とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事その都度定める期間)内に、病院等において常勤医師(当該病院等において定める医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。)としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間(地域枠入学者以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相

して医師養成確保奨学金(以下「奨学金」という。)の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事その都度定める期間)内に、病院等において常勤医師(当該病院等において定める医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。)としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上通算して従事したとき。

	当する期間(当該期間が6年を超える場合にあつては、6年)以上通算して従事したとき。		
	2 略		
	3 略		
略		略	
備考 略		備考 略	

第2条 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目(以下この条において「削除表細目」という。)を削り、次の表の改正後の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目(以下この条において「追加表細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除表細目を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加表細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>				<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			
貸付金の種類		免除の条件		貸付金の種類		免除の条件	
略				略			
看 護 職 員 修 学 資 金 等	<p><u>修学資金</u> 県内における看護職員(保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この項において同</p>	<p>1 看護職員養成施設(看護職員養成施設を卒業し、1年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び次号並びに次項において同じ。)以内に</p>	<p>債務の全部(第1号の□の場合)又は債務の2</p>	看 護 職 員 修 学 資 金	<p>県内における看護職員(保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)の確保及び質</p>	<p>1 看護職員養成施設(看護職員養成施設を卒業し、1年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。)て</p>	<p>債務の全部(第1号の□の場合)又は債務の2</p>

<p>じ。)の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設(法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。)に在学する者(鳥取大学において看護学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者を除く。)又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>他の看護職員養成施設に入学した場合、当該他の看護職員養成施設を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに<u>県内の次に掲げる施設において看護職員の業務(上に掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。)</u>に従事し、<u>当該施設において引き続き5年間その業務に従事したとき(下に掲げる施設の業務に従事する場合には、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。この場合において、これらの施設のうち県内の次に掲げる施設に該当するものにおいて看護職員の業務に従事した期間のうち当該免許取得後のものは、当該5年間</u></p>	<p>の向上に資するため、看護職員養成施設(法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。)に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設)を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに次に掲げる施設において看護職員の業務(イ(7)に掲げる施設にあっては助産師の業務、イ(8)に掲げる施設にあっては保健師の業務に限る。)に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき(イ(10)に掲げる施設の業務に従事する場合には、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。この場合において、これらの施設のうちイ又はロに掲げる施設に該当するものにおいて看護職員の業務に従事した期間のうち当該免許取得</p>
---	--	--	---

の期間に含めるものとする。)。

後のものは、当該5年間の期間に含めるものとする。)。

イ 県内の施設

(1) 病床が200床未満の病院(3)及び(6)に掲げるものを除く。)

(2) 病床が200床以上の病院(3)及び(6)に掲げるものを除く。)

(3) 病床のうち精神病床が80パーセント以上を占める病院(6)に掲げるものを除く。)

(4) 診療所

(5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条の4に規定する重症心身障害児施設(以下「重症心身障害児施設」という。)

(6) 児童福祉法第7条第6項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関

(7) 母子保健法(昭和40年

法律第141号)第22条第2項に規定する母子健康センター(以下「母子健康センター」という。)

(8) 地域保健法(昭和22年法律第101号)第21条第2項第1号に規定する特定町村

(9) 介護老人保健施設

(10) 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業(同条第4項に規定する訪問看護に係るものに限る。)又は同法第53条第1項本文の指定に係る同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業(同条第4項に規定する介護予防訪問看護に係るものに限る。)を行う事業所(以下「訪問看護事業所」という。)

ロ 県外の施設
独立行政法人
国立重度知的障
害者総合施設の
ぞみの園法（平
成14年法律第167
号）第11条第1
号に規定する施
設（以下「のぞ
みの園」とい
う。）

イ 病床が200床
未満の病院（ハ
及びヘに掲げる
ものを除く。）

ロ 病床が200床
以上の病院（ハ
及びヘに掲げる
ものを除く。）

ハ 病床のうち精
神病床が80パー
セント以上を占
める病院（ヘに
掲げるものを除
く。）

ニ 診療所

ホ 児童福祉法
（昭和22年法律
第164号）第43
条の4に規定す
る重症心身障害
児施設（ヘに掲
げるものを除
く。以下「重症
心身障害児施
設」という。）

ハ 児童福祉法第
7条第6項の規
定により指定さ
れた独立行政法
人国立病院機構
の設置する医療
機関（次項にお
いて「指定医療
機関」とい

		<p>う。)</p> <p>ト 地域保健法 (昭和22年法律 第101号)第21 条第2項第1号 に規定する特定 町村</p> <p>チ 介護老人保健 施設</p> <p>リ 介護保険法第 41条第1項本文 の指定に係る同 法第8条第1項 に規定する居宅 サービス事業 (同条第4項に 規定する訪問看 護に係るものに 限る。)又は同 法第53条第1項 本文の指定に係 る同法第8条の 2第1項に規定 する介護予防サ ービス事業(同 条第4項に規定 する介護予防訪 問看護に係るも のに限る。)を 行う事業所(以 下「訪問看護事 業所」とい う。)</p> <p>2 大学院の修士課 程(大学院の修士 課程を修了し、1 年以内に大学院の 博士課程に進学し た場合は、当該大 学院の博士課程) を修了した日から 1年以内に県内の 次に掲げる施設に おいて看護職員の 業務(二に掲げる</p>		<p>2 大学院の修士課 程(大学院の修士 課程を修了し、1 年以内に大学院の 博士課程に進学し た場合は、当該大 学院の博士課程) を修了した日から 1年以内に次に掲 げる施設において 看護職員の業務 (イ(4)に掲げる</p>
--	--	---	--	---

施設にあっては、保健師の業務に限る。) に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき(△に掲げる施設の業務に従事する場合にあっては、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護老人保健施設において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。 この場合において、これらの施設のうち県内の次に掲げる施設に該当するものにおいて看護職員の業務に従事した期間のうち修士課程修了後のものは、当該5年間の期間に含めるものとする。) 。

施設にあっては助産師の業務、イ(5)に掲げる施設にあっては保健師の業務に限る。) に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき(イ(7)に掲げる施設の業務に従事する場合にあっては、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護老人保健施設において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。 この場合において、これらの施設のうちイ又はロに掲げる施設に該当するものにおいて看護職員の業務に従事した期間のうち修士課程修了後のものは、当該5年間の期間に含めるものとする。) 。

イ 県内の施設

- (1) 病院
- (2) 診療所
- (3) 重症心身障害児施設
- (4) 母子健康センター
- (5) 保健所及び市町村
- (6) 介護老人保健施設
- (7) 訪問看護事業所

ロ 県外の施設
のぞみの園

	イ 病院 ロ 診療所 ハ 重症心身障害 児施設 ニ 保健所及び市 町村 ホ 介護老人保健 施設 ヘ 訪問看護事業 所			
	3 略		3 略	
	4 略	債務	4 略	債務
	5 第3号に該当する 場合を除き、借 受者が死亡し、又 は精神若しくは身 体に著しい障害を 受けたため看護職 員の業務に従事す ることができなく なったとき。	の全 部又 は一 部	5 第3号に該当す る場合を除き、借 受者が死亡し、又 は精神若しくは身 体に著しい障害を 受けたため看護職 員の業務に従事す ることができなく なったとき。	の全 部又 は一 部
奨学金 県内における看護 職員（法第3条又は 第5条に規定する助 産師又は看護師をい う。以下この項にお いて同じ。）の確保 を図るため、鳥取大 学において看護学を 専攻する者（地域枠 推薦入学により入学 した者に限る。） で、将来県内の病院 又は診療所において 看護職員の業務に従 事しようとするもの に対して貸し付ける 資金	1 鳥取大学を卒業 した日から2年以 内に看護師免許を 取得し、かつ、当 該免許取得後直ち に県内の次に掲げ る施設において常 勤の看護職員（病 院又は診療所にお いて定める看護職 員の勤務時間のす べてを勤務し、か つ、1週間当たり 32時間以上勤務す る看護職員をい う。以下同じ。） 又は常勤の看護教 員（看護職員養成 施設に常勤職員と して採用された者 で、看護学分野の 科目を担当し、専 ら学生又は生徒の 指導又は教育に従	債務 の全 部 （第 1号 口及 びト の場 合に あっ て は、 債務 の2 分の 1）		

		<p>事するものをいう。以下同じ。)の業務に従事し、当該施設において引き続き6年間その業務に従事したとき。</p> <p>イ 病床が200床未満の病院(八及びへに掲げるものを除く。)</p> <p>ロ 病床が200床以上の病院(八及びへに掲げるものを除く。)</p> <p>ハ 病床のうち精神病床が80パーセント以上を占める病院(へに掲げるものを除く。)</p> <p>ニ 診療所</p> <p>ホ 重症心身障害児施設</p> <p>ヘ 指定医療機関</p> <p>ト 看護職員養成施設</p>										
		<p>2 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。</p>	<p>債務の全部</p>									
		<p>3 第1号に該当する場合を除き、鳥取大学を卒業した日から2年以内に看護師免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに同</p>	<p>債務の全部又は一部</p>									

	<p>号に掲げるいずれかの施設において常勤の看護職員又は常勤の看護教員の業務に従事し、引き続き6年間その業務に従事したとき。</p>				
略	<p>4 第2号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため常勤の看護職員又は常勤の看護教員の業務に従事することができなくなったとき。</p>	略	略	略	略
<p>備考</p> <p>1 介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号、第2号及び第4号、<u>看護職員修学資金等の修学資金の項免除の条件の欄第1号及び第2号、看護職員修学資金等の奨学金の項免除の条件の欄第1号から第3号まで並びに理学療法士等修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定による業務従事期間の計算については、他の養成施設等への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由のためその業務に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちに再びこれらの規定に定めるところにより当該業務に従事したときは、後の業務従事期間は、前の業務従事期間に引き続くものとみなす。</u></p> <p>2 略</p>			<p>備考</p> <p>1 介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号、第2号及び第4号、<u>看護職員修学資金の項免除の条件の欄第1号及び第2号並びに理学療法士等修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定による業務従事期間の計算については、他の養成施設等への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由のためその業務に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちに再びこれらの規定に定めるところにより当該業務に従事したときは、後の業務従事期間は、前の業務従事期間に引き続くものとみなす。</u></p> <p>2 略</p>		

(貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例(平成15年鳥取県条例第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
-----	-----

<p>附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 この条例の施行の日前に看護職員修学資金の貸付けの決定を受けた者でこの条例の施行の際現に<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第2項の規定により指定された国立療養所</u>において看護職員の業務に従事しているものが引き続き<u>同法第7条第6項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関</u>において看護職員の業務に従事する場合における当該資金の返還に係る債務の免除については、改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 この条例の施行の日前に看護職員修学資金の貸付けの決定を受けた者でこの条例の施行の際現に<u>次の表の左欄に掲げる施設</u>において看護職員の業務に従事しているものが引き続き<u>同表の右欄に掲げる施設</u>において看護職員の業務に従事する場合における当該資金の返還に係る債務の免除については、改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <table border="1" data-bbox="826 842 1385 1339"> <tr> <td data-bbox="826 842 1082 1128"> <p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第2項の規定により指定された国立療養所</p> </td> <td data-bbox="1082 842 1385 1128"> <p>独立行政法人国立病院機構法(平成14年法律第191号)第17条の規定による改正後の児童福祉法第27条第2項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="826 1128 1082 1339"> <p>心身障害者福祉協会法(昭和45年法律第44号)第17条第1項第1号に規定する福祉施設</p> </td> <td data-bbox="1082 1128 1385 1339"> <p>独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1項第1号に規定する施設</p> </td> </tr> </table>	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第2項の規定により指定された国立療養所</p>	<p>独立行政法人国立病院機構法(平成14年法律第191号)第17条の規定による改正後の児童福祉法第27条第2項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関</p>	<p>心身障害者福祉協会法(昭和45年法律第44号)第17条第1項第1号に規定する福祉施設</p>	<p>独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1項第1号に規定する施設</p>
<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第2項の規定により指定された国立療養所</p>	<p>独立行政法人国立病院機構法(平成14年法律第191号)第17条の規定による改正後の児童福祉法第27条第2項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関</p>				
<p>心身障害者福祉協会法(昭和45年法律第44号)第17条第1項第1号に規定する福祉施設</p>	<p>独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1項第1号に規定する施設</p>				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第56号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には、当該移動号等（以下「削除号等」という。）を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には、当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（10） 略</p> <p>（11） 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務（試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関する事務に限る。次項第2号において「試験問題作成事務」という。）</u> 1件につき <u>1,000円</u></p> <p>イ <u>介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務（アに掲げる事務を除く。次項第3号において「試験事務」という。）</u> 1件につき <u>7,000円</u></p> <p><u>（11の2） 介護保険法第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施</u> 1件につき <u>12,800円</u></p> <p><u>（11の3）</u> 略</p> <p><u>（11の4）</u> 略</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（10） 略</p> <p>（11） 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験又は介護支援専門員実務研修の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 介護支援専門員実務研修受講試験 1件につき <u>8,000円</u></p> <p>イ 介護支援専門員実務研修 1件につき <u>12,800円</u></p> <p><u>（11の2）</u> 略</p> <p><u>（11の3）</u> 略</p>

<p>(12)～(326) 略</p> <p>2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>介護保険法第69条の11第1項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた法人に試験問題作成事務を行わせる場合における前項第11号アの手数料</u> <u>試験問題作成事務を行う者</u></p> <p>(3) <u>介護保険法第69条の27第1項の規定により知事の指定する者に試験事務を行わせる場合における前項第11号イの手数料</u> <u>試験事務を行う者</u></p> <p>(4) <u>介護保険法第69条の33第1項の規定により知事の指定する者に介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務を行わせる場合における前項第11号の2及び同項第11号の4の手数料</u> <u>介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務を行う者</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p>	<p>(12)～(326) 略</p> <p>2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>介護保険法第69条の27第1項の規定により知事の指定する者に介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務を行わせる場合における前項第11号アの手数料</u> <u>介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務を行う者</u></p> <p>(3) <u>介護保険法第69条の33第1項の規定により知事の指定する者に介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務を行わせる場合における前項第11号イ及び同項第11号の3の手数料</u> <u>介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務を行う者</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。